熊本県公報

第１１３８４号
平成18年3月22日（水）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○指定居宅介護支援事業所の指定……（高齢者支援総室）1
○漁船保険義務加入の同意の承認（網田加入区）……（漁　政　課）1
○　〃　（二見加入区）……（　〃　）2
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……（交通安全・青少年課）2
○都市計画法の事業計画変更（御船町公共下水道）……（下水道課）2
○道路の区域変更……（道路総務課）3
○　〃　……（　〃　）3
○道路の供用開始……（　〃　）4
○あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……（市町村総室）4
○　〃　……（　〃　）4
○指定居宅サービス事業所の指定（訪問介護）……（高齢者支援総室）5
○指定居宅介護支援事業所の指定……（　〃　）5
○指定居宅サービス事業所の指定（通所介護）……（　〃　）5
○家畜伝染病予防法に基づく伝染病検査の実施……（畜産衛生課）5
○兼用工作物管理協定の締結……（河　川　課）7
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）7
公　告
○団体営土地改良事業施行の適否決定……（農村計画課）7
○　〃　……（　〃　）8
○肥料登録事項変更届出……（経営技術課）8
○土地改良区役員の住所変更……（農村計画課）8
○道路の位置指定の公告……（建　築　課）8
○平成18年度大気汚染常時監視に附帯する業務……（環境保全課）9
○平成18年度大気汚染監視自動測定機等の保守点検整備業務……（　〃　）11
登　載　依　頼
○公立大学法人熊本県立大学設立準備委員会第3回会議の開催……（私学文書課）13
○第31回熊本県環境審議会の開催……（熊本県環境審議会）13
○くまもと子育ち・子育て応援大作戦推進協議会……（少子化対策推進課）14

告　示

熊本県告示第290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成18年3月22日

熊本県知事　潮　谷　義　子

事業所の名称及び事業所の所在地	事　業　者　名	指　定　年　月　日
橋口医院ケアプランセンター 熊本市渡鹿五丁目17番26号	医療法人社団橋口医院	平成18年3月8日

熊本県告示第291号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成14年3月22日熊本県告示第217号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成18年3月21日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成18年3月22日

熊本県知事　潮　谷　義　子

網田加入区

熊本県告示第 292 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 3 月 22 日熊本県告示第 216 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 3 月 21 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

二見加入区

熊本県告示第 293 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 18 年 3 月 14 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

種　別	題　　名	指　定　理　由
有害指定映画	恥母の名古屋帯　いじくる（新日本映像） パート妻　不倫性生活（新東宝） 外人妻×スケベな妹　丸見えエロ騒ぎ（オーピー映画） 肉体保健婦　フェロモン全開（新日本映像） ロリータエクスタシー　肉あさり（日活） 未亡人サロン　先生もいらっしゃい（新東宝） 三十路喪服妻　わき毛の匂い（新日本映像） 痴漢と奥様　尻に欲情（新東宝） 襦袢を濡らす蛇　SM 開華編（オーピー映画） 檻の中の欲しがる女たち（日活） 車内プレイ　ノーパン（新東宝） 負け犬 OL　毎日が発情期（オーピー映画） 谷ナオミ　乳房縛り（新東宝） 人妻（裏）盗撮　背徳の情交（オーピー映画） 義母の近親相汗　乳繰り合い（新日本映像） 谷ナオミ　残虐女刑史（新東宝） ふたり妻　寝室の淫らな匂い（オーピー映画） 老人と和服の愛人　秘密の夜這い部屋（新日本映像） 変態家族　兄貴の嫁さん（新東宝） サイコレイプ　もう、やめないで（新日本映像） 痴漢電車　下着検閲（新東宝） 真珠婦人　ぬがされた肉襦袢（オーピー映画） 和服卍レズ　熟女絡み合い（新日本映像） ノーパン秘書　中出し接待（オーピー映画） すけべ女医　白衣の尻（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 294 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　施行者の名称　　御船町

２　都市計画事業の種類及び名称　　御船都市計画下水道事業　御船公共下水道
３　事業計画
（１）　収用の部分
　　変更なし。
（２）　使用の部分
　　平成７年熊本県告示942号、平成11年熊本県告示426号、平成13年熊本県告示338号、平成15年熊本県告示231号により告示した事業地のうち熊本県上益城郡御船町大字木倉字五反田及び堂ノ迫並びに大字辺田見字目抜及び中道の各一部地内において事業地を変更する。
（３）　事業施行期間
　　昭和54年12月2日から平成23年3月31日まで

熊本県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年3月22日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	266号	下益城郡城南町大字千町字塘添　2548番1地先から同字　2717番8地先まで	前	5.0～12.6	173.0	旧道移管
		下益城郡城南町大字千町字塘添　2548番1地先から同字　2572番　地先まで		15.6～47.4	180.5	
		下益城郡城南町大字千町字塘添　2548番1地先から同字　2572番　地先まで	後	15.6～47.4	180.5	

2　区域変更する期日　平成18年3月22日

熊本県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年3月22日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
主要地方道	人吉水上線	球磨郡錦町大字木上東字十駄　1996番1地先から	前	9.0	95.0	仮設道撤去
				10.6	95.0	

		球磨郡錦町大字木上東字十駄 2001番1地先まで	後	10.6	95.0	

2　区域変更する期日　平成18年3月22日

熊本県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年3月22日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長（メートル）	備考
一般国道	445号	八代市泉町葉木 47番1地先から 同所 47番1地先まで	210.0	地域連携国道

2　供用開始する期日　平成18年3月22日

熊本県告示第298号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨牛深市長から届出があった。

平成18年3月22日

熊本県知事　潮　谷　義　子

あらたに生じた土地	編入する字
牛深市牛深町字出ノ串3809の1、3810、3811、又3815及び3813に隣接する無番地（護岸）地先並びに字小崎3898の2、3898の3、3898、3899の1、3899の4、3900の1に隣接する無番地（護岸）地先並びに平成17年3月31日付け熊本県指令漁第77号のしゅん功認可に係る埋立地地先公有水面埋立地 11,770.40平方メートル	牛深市牛深町字小崎

熊本県告示第299号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨牛深市長から届出があった。

平成18年3月22日

熊本県知事　潮　谷　義　子

あらたに生じた土地	編入する字
牛深市牛深町字一畝蒔2959の1、2959の3に隣接する無番地地先並びに2962、字出ノ串3785、3783の11、3783の2、3787の1、3808の3、3809の6、3809の8、3809の5、3809の7及び3809の1に隣接する無番地地先並びに平成8年2月6日付け熊本県指令漁第66号の免許に係る埋立地地先公有水面埋立地 7,018.84平方メートル	牛深市牛深町字出ノ串

熊本県告示第 300 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
なごみ町社会福祉協議会 玉名郡和水町藤田 352 番地	社会福祉法人和水町社会福祉協議会	平成 18 年 3 月 1 日

熊本県告示第 301 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
なごみ町社会福祉協議会 玉名郡和水町藤田 352 番地	社会福祉法人和水町社会福祉協議会	平成 18 年 3 月 1 日

熊本県告示第 302 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスあやめの里 熊本市渡鹿五丁目 17 番 26 号	医療法人社団橋口医院	平成 18 年 3 月 8 日

熊本県告示第 303 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ふそ病、ひな白痢及び伝達性海綿状脳症検査を次のとおり実施する。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ひな白痢及びふそ病の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握し、畜産の振興を図る。

2　実施する区域及び期日

検査の種類	実施区	実施期日
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	山都町	平成 18 年 6 月 12 日から平成 18 年 6 月 16 日まで
	美里町	平成 18 年 6 月 26 日から平成 18 年 6 月 30 日まで
	嘉島町	平成 18 年 10 月 3 日から平成 18 年 10 月 6 日まで
	甲佐町	平成 18 年 10 月 16 日から平成 18 年 11 月 2 日まで
	益城町	平成 18 年 11 月 6 日から平成 18 年 11 月 17 日まで
	山鹿市	平成 18 年 7 月 3 日から平成 18 年 8 月 11 日まで
	菊池市	平成 18 年 10 月 2 日から平成 18 年 12 月 22 日まで
	南阿蘇村	平成 18 年 7 月 3 日から平成 18 年 7 月 31 日まで
	産山村	平成 18 年 9 月 1 日から平成 18 年 9 月 29 日まで
	高森町	平成 18 年 10 月 2 日から平成 18 年 10 月 31 日まで
	錦町	平成 18 年 6 月 5 日から平成 18 年 6 月 30 日まで
	〃	平成 18 年 10 月 2 日から平成 18 年 10 月 27 日まで

	五和町	平成18年9月25日から平成18年9月29日まで
馬伝染性貧血検査	熊本市	平成18年8月23日から平成18年8月25日
	〃	平成18年10月3日から平成18年10月27日
	荒尾市	平成18年8月22日から平成18年9月29日まで
	菊池市	平成18年9月25日から平成18年10月27日まで
	阿蘇市及び阿蘇郡内全域	平成18年4月3日から平成18年8月31日まで
	あさぎり町	平成18年7月24日から平成18年7月28日まで
ふそ病検査	八代市	平成18年4月3日から平成19年3月30日
	山鹿市	平成18年7月10日から平成18年8月11日まで
	阿蘇市及び阿蘇郡内全域	平成18年5月1日から平成18年6月30日まで
		平成18年9月1日から平成18年11月30日まで
	錦町	平成18年4月24日から平成18年4月28日まで
	〃	平成19年3月12日から平成19年3月16日まで
	球磨村	平成18年5月8日から平成18年5月12日まで
	人吉市	平成18年10月23日から平成18年10月27日まで
ひな白痢検査	南関町	平成18年10月3日から平成18年11月30日まで
	山鹿市	平成18年10月3日から平成18年11月30日まで
	錦町	平成18年10月23日から平成18年10月27日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

3　実施対象家畜の種類及び範囲

検査の種類	範　　囲	摘　　要
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	実施区域内で飼養されている乳用牛及び同居牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
馬伝染性貧血検査	実施区域内で飼養されている馬	
ふそ病検査	実施区域内で飼養されているみつ蜂	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	生前に中枢神経異常あるいは起立困難又は起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 月齢又は推定年齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊。	

4　検査の方法

（１）　ブルセラ病検査は、ブルセラ急速診断用菌液と血清による急速凝集反応法により判定する。

（２）　結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。

（３）　ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法により判定する。

（４）　馬伝染性貧血検査は、寒天ゲル内沈降反応法により判定する。

（５）　ひな白痢検査は、ひな白痢急速凝集反応法により判定する。

（６）　ふそ病検査は、蜂群について肉眼的及び塗抹標本を染色し、鏡検により細菌を検査する。

（７）　牛における伝達性海綿状脳症検査は、酵素免疫測定法により判定する。めん羊又は山羊においては、独立行政法人動物衛生研究所においてウエスタンブロット法により判定する。

5　その他

（１）　手数料は、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に基づき徴収する。

（２）　天候その他やむを得ない理由がある時は、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第 304 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により河口部と臨港道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県芦北地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　河川の名称
　二級河川単独水系坂口川
2　河川管理施設の名称又は種類
　坂口川河口部橋台開口部
3　河川管理施設の位置
　水俣市月浦 54 番 149 地先
4　管理を行う者の氏名及び住所
　港湾管理者　熊本県　代表者　熊本県知事　潮谷義子
　熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
5　管理の内容
（1）河川管理者は兼用工作物となる施設のうち河川として兼用する部分を管理し、港湾管理者は他の部分を管理する。
（2）河川管理者の管理に属するものは河川流路の維持に関することとし、その他構造物全体の維持修繕は港湾管理者の責任とする。
（3）兼用したことが原因で港湾管理者の管理に属する部分に損傷を与えた場合は、河川管理者の責任とする。
6　管理の期間
　平成 18 年 2 月 28 日から臨港道路の存続する日まで

熊本県告示第 305 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林予定森林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町椎持字桑原 13 の 1、13 の 3
2　指定の目的　土砂の流出の防備
3　指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
　ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字桑原 13 の 1（次の図に示す部分に限る。）
　イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

熊本県公告第 216 号

熊本市長幸山政史から協議のあった奥古閑・銭塘地区土地改良事業（農業用用排水施設）の施行については、平成 18 年 3 月 13 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　縦覧に供する書類の名称
　奥古閑・銭塘地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画書の写し
2　縦覧期間
　平成 18 年 3 月 23 日から平成 18 年 4 月 19 日まで
3　縦覧場所
　熊本市役所

熊本県公告第 217 号

球磨村長柳詰恒雄から協議のあった大瀬地区土地改良事業（区画整理）の施行については、平成 18 年 3 月 13 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　縦覧に供する書類の名称
　大瀬地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
2　縦覧期間
　平成 18 年 3 月 23 日から平成 18 年 4 月 19 日まで
3　縦覧場所
　球磨村役場

熊本県公告第 218 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	変更した年月日
熊本県肥第1301号	肉骨粉	8.5 粗砕肉骨粉	株式会社熊本蛋白ミール公社	住所 （新） 熊本県菊池市七城町林原 70 番地 （旧） 熊本県菊池郡七城町大字林原 70 番地	平成 18 年 3 月 9 日
熊本県肥第1302号	肉骨粉	8.0 肉骨粉			
熊本県肥第1309号	肉骨粉	6.5 粗砕肉骨粉			
熊本県肥第1340号	肉骨粉	6.0 肉骨粉			
熊本県肥第1341号	肉骨粉	8.5 肉骨粉			

熊本県公告第 219 号

玉名郡和水町菊水町土地改良区の役員の住所を次の通り変更した旨の届出があった。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

役　職	氏　　名	新　住　所	旧　住　所
理事	前　淵　　治	玉名郡和水町用木 1752 番地 3	玉名郡菊水町大字用木 1752 番地 3
〃	水　上　節　雄	玉名郡和水町蜻浦 140 番地 3	玉名郡菊水町大字蜻浦 140 番地 3
〃	益　永　静　守	玉名郡和水町瀬川 907 番地 2	玉名郡菊水町大字瀬川 907 番地 2
〃	坂　本　直　士	玉名郡和水町原口 1250 番地	玉名郡菊水町大字原口 1250 番地
〃	深　草　了　之	玉名郡和水町久井原 2485 番地	玉名郡菊水町大字久井原 2485 番地
〃	松　井　征　剛	玉名郡和水町焼米 916 番地 2	玉名郡菊水町大字焼米 916 番地 2
〃	田　上　原　一	玉名郡和水町岩尻 902 番地	玉名郡菊水町大字岩尻 902 番地
監事	小　林　範　美	玉名郡和水町用木 1852 番地	玉名郡菊水町大字用木 1852 番地
〃	戸　上　誠　一	玉名郡和水町江栗 311 番地	玉名郡菊水町大字江栗 311 番地

熊本県公告第 220 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の

指定を次のとおり行った。
平成 18 年 3 月 22 日
熊本県知事　潮　谷　義　子
1　築造者の住所　熊本市南熊本五丁目 4 番 7 号
2　築造者の氏名　有限会社三愛木材
3　道路の位置　上益城郡益城町大字安永字宮ノ本 853 番 2、869 番 1、同 869 番 5、同 869 番 6、同 869 番 11、同 869 番 12 及び同 869 番 13
4　道路の幅員　4.02 メートル
5　道路の延長　73.18 メートル
6　指定年月日　平成 18 年 3 月 2 日
7　指定番号　上益城景建第 36 号

熊本県公告第 221 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 18 年 3 月 22 日
熊本県知事　潮　谷　義　子

1　競争入札に付する事項
（1）　委託業務の名称
平成 18 年度大気汚染常時監視に附帯する業務
（2）　委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
（3）　委託期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
（4）　入札方法
ア　入札金額は、平成 18 年度大気汚染常時監視に附帯する業務に要する費用とする。
イ　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ　入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ　入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
2　入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
（1）　熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務」の取扱業種「情報関連機器類の維持管理」に登録された者であること。
（2）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
（3）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
（4）　5 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
3　競争入札参加申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申請書を提出し、競争入札参加の有無について確認を受けなければならない。
（1）　提出期間
平成 18 年 3 月 22 日（水）から平成 18 年 3 月 28 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
（2）　提出場所
4 に記載のとおり
（3）　提出方法
4 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
（4）　入札参加確認結果の通知
入札参加確認の結果は、確認結果通知書等により通知する。
4　契約条項を示す場所
熊本県環境生活部環境保全課大気・化学物質班（県庁行政棟新館 5 階）
郵便番号　862-8570　熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話　096-333-2269
5　入札手続等
（1）　入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
（2）　入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア　交付期間
　平成18年3月22日（水）から平成18年3月28日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ　交付場所
　４に記載のとおり
（３）　入札及び開札の日時及び場所
ア　日時　平成18年3月30日　午前10時
イ　場所　熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号　熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
（４）　入札書の提出方法
　５の（３）記載の入札場所に持参するものとする。
６　その他
（１）　入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨とする。
（２）　入札保証金
　入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を５の（３）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ　入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
（３）　無効の入札
　次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア　入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ　委任状を提出しない代理人のした入札
ウ　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
エ　記名押印を欠く入札
オ　金額を訂正した入札
カ　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ　明らかに連合によると認められる入札
ク　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ　2以上の意思表示をした入札
コ　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ　その他入札に関する条件に違反した入札
（４）　落札者の決定方法
　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の10条第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
（５）　最低制限価格
　有
（６）　契約の締結
ア　契約書の作成の要否
　要
イ　契約締結の期限
　落札者決定の日から14日以内とする。
ウ　落札者からの契約締結の申し出期限
　落札者決定の日から7日以内とする。
（７）　契約保証金
　契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア　契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ　契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
（８）　その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 222 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　競争入札に付する事項

（1）　委託業務の名称

平成 18 年度大気汚染監視自動測定機等の保守点検整備業務

（2）　委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

（3）　委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

（4）　入札方法

ア　入札金額は、平成18年度大気汚染監視自動測定機等の保守点検整備業務に要する費用とする。

イ　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ　入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2　入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

（1）　熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「環境関係測定機器保守」の取扱業種「大気汚染観測機器」に登録された者であること。

（2）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

（3）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

（4）　5の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

（5）　熊本県における産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証を有していること。

（6）　業務遂行上必要な設備・機器（試薬調整用設備、乾式測定器調整用希釈装置等）を有していること。

（7）　平成 8 年以降に開催された環境大気常時監視測定機維持管理講習等の修了証を有している人員が確保されていること。

（8）　特定計量器修理事業（濃度計 1．2．3 類）資格を有すること。

（9）　測定機器に突発的な障害が発生した場合、迅速に対応できる機動性（代替機及び代替部品等を含む。）を有すること。

（10）　測定機器（特に大気環境測定機）の保守点検業務歴が豊富であること。

（11）　各測定機メーカーの保守点検ができること。特に DKK 製の測定機（GRH - 76M、DUB - 12、DUB - 32、GPH - 74M、GLN - 154、GXH - 73M、GUX - 153、GXH - 103）及び小笠原計器製作所製の機器（C - U273、C - W154）の保守点検についての十分な知識及び技術を有すること。

（12）　当業務を第三者に委託することなく遂行できること。

3　競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（1）　提出期間

平成 18 年 3 月 22 日（水）から平成 18 年 3 月 28 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

（2）　提出場所

4に記載のとおり

（3）　提出方法

4に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

（4）　入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4　契約条項を示す場所

熊本県環境生活部環境保全課大気・化学物質班（県庁行政棟新館 5 階）

郵便番号　862 - 8570　熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話　096 - 333 - 2269

5　入札手続等

（１）　入札に関する事務を担当する部局の名称
　　４に記載のとおり
（２）　入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
　ア　交付期間
　　平成18年3月22日（水）から平成18年3月28日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
　イ　交付場所
　　４に記載のとおり
（３）　入札及び開札の日時及び場所
　ア　日時　平成18年3月30日　午前11時
　イ　場所　熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号　熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
（４）　入札書の提出方法
　　５の（３）の記載の場所に持参するものとする。
６　その他
（１）　入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
　　日本語及び日本国通貨とする。
（２）　入札保証金
　　入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を５の(３)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
　ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
　イ　入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
（３）　無効の入札
　　次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
　ア　入札に参加する資格を有しない者のした入札
　イ　委任状を提出しない代理人のした入札
　ウ　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
　エ　記名押印を欠く入札
　オ　金額を訂正した入札
　カ　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
　キ　明らかに連合によると認められる入札
　ク　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
　ケ　2以上の意思表示をした入札
　コ　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
　サ　その他入札に関する条件に違反した入札
（４）　落札者の決定方法
　　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
（５）　最低制限価格
　　設定しない。
（６）　契約の締結
　ア　契約書の作成の要否
　　要
　イ　契約締結の期限
　　落札者決定の日から14日以内とする。
　ウ　落札者からの契約締結の申出期限
　　落札者決定の日から7日以内とする。
（７）　契約保証金
　　契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
　ア　契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
　イ　契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
（８）　その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

公立大学法人熊本県立大学設立準備委員会公告第２号

公立大学法人熊本県立大学設立準備委員会第３回会議を次のとおり開催する。

平成18年3月22日

公立大学法人熊本県立大学設立準備委員会委員長

1　開催日時
平成18年3月29日（水）
午後1時30分から（2時間程度）

2　開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階「審議会室」

3　議題
各検討部会の検討状況について
中期目標・中期計画について
その他

4　傍聴者の定員
10人

5　傍聴手続
（１）傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（２）会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
（３）傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6　問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部私学文書課（電話 096-333-2062）

熊本県環境審議会公告第39号

第31回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年3月22日

熊本県環境審議会
会長　篠　原　亮　太

1　開催日時
平成18年3月29日（水）
午後1時30分から午後3時30分まで

2　開催場所
熊本県熊本市水前寺一丁目33-18
水前寺共済会館　「芙蓉」

3　会議内容
（１）報告事項
①　平成17年度第3回温泉部会決議事項について
②　平成18年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画について
③　水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準の水域類型の指定について
（２）意見聴取
第15回「くまもと環境賞」被表彰者の選考について

4　傍聴者の定員
10人

5　傍聴手続
（１）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
（２）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6　その他
会議内容（２）意見聴取「第15回『くまもと環境賞』被表彰者の選考について」は、同賞被表彰者に関する経歴等個人情報に関わる内容であるため、熊本県情報公開条例第7条第2号に基づき公開しないこととするので、意見聴取の際、報道関係及び傍聴者には退席いただく。

7　問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）
（電話 096-383-1111 内線 7320）

くまもと子育ち・子育て応援大作戦推進協議会公告第 133 号

くまもと子育ち・子育て応援大作戦推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 3 月 22 日

くまもと子育ち・子育て応援大作戦推進協議会長

1 開催日時

平成 18 年 3 月 30 日（木）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁新館 2 階「多目的 AV 会議室」

3 議題

（1） 熊本県次世代育成支援行動計画（くまもと子育ち・子育て応援大作戦）の平成 17 年度の実施状況（見込み）について

（2） 熊本県次世代育成支援行動計画（くまもと子育ち・子育て応援大作戦）の平成 18 年度の取組予定等について

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。

（2） 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

くまもと子育ち・子育て応援大作戦推進協議会事務局（熊本県健康福祉部少子化対策推進課次世代育成支援班）

（電話 096-333-2225）

発行所 熊 本 県 熊本市国府4丁目10－18
平成18年3月22日印刷 印刷所 秀 巧 社
平成18年3月22日発行 電話(代)096－286－2221番
古紙配合率100%